



2026年7月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	2026年6月30日付の政令第253/2026/NĐ-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン	PIT
<u>2</u>	2026年6月30日付、財務省発行の2025年個人所得税法の施行ガイドラインに関する政令第253/2026/NĐ-CP号	PIT
<u>3</u>	2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点	PIT
<u>4</u>	2026年6月30日付け政府発行の個人所得税の課税所得控除に対する新規定に関する政令第253/2026/NĐ-CP号	PIT
<u>5</u>	2026年6月8日付け、ニンビン省税務局発行の賃借人未確定期間における賃貸工場に係る損金算入費用の取扱いに関するオフィシャルレター第7563/NBI-QLDN3号	CIT
<u>6</u>	2026年6月30日付け電子インボイス・電子証憑に関する政令第254/2026/NĐ-CP号	INV

内容

<u>7</u>	2026年7月1日付け、2025年税務管理法に基づく電子インボイスおよび電子証憑に関する詳細規定および施行ガイドラインに関する政令第254/2026/NĐ-CP号	INV
<u>8</u>	2025年税務管理法および、電子インボイスおよび電子証憑に関する同法の一部規定および施行措置の詳細を定め、同法の施行を組織・指導する政府政令第254/2026/NĐ-CP号の一部規定を定める財務省通達第91/2026/TT-BTC号	INV
<u>9</u>	2026年6月30日付け、財務省発行の税務当局による電子インボイスの使用停止措置に関する通達第91/2026/TT-BTC号	INV
<u>10</u>	2026年6月30日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理に対する規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号	OTH
<u>11</u>	2026年7月1日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理の規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号	OTH

内容

<u>12</u>	2026年6月30日付け、財務省発行の個人所得税法の一部条項および個人所得税法の一部条項の詳細規定ならびに施行・実施のための措置を定める政府政令第253/2026/NĐ-CP号の一部条項を詳細に規定に関する通達第87/2026/TT-BTC号	VAT
<u>13</u>	2026年6月30日付け、財務省発行の輸出入貨物に対する税務管理の規定に関する通達第86/2026/TT-BTC号	INV
<u>14</u>	2026年7月9日付け、財務省発行の通達第44/2026/TT-BTCに基づく投資プロジェクト実施状況報告期間に関するオフィシャルレター第9707/BTC-TĐTĐ号	INV
<u>15</u>	2026年7月における個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限は以下のとおりである。	OTH
<u>16</u>	2026年7月22日付け政府発行の税務およびインボイス分野における行政違反処分に対する政令第125/2020/NĐ-CP号の一部改正・補足に関する政令第291/2026/NĐ-CP号	OTH

内容

<u>17</u>	2026年7月20日付け、財務省発行の財務省の管理権限の範囲における税務管理分野の改正・補足された行政手続の公表に関する決定第1931/QĐ-BTC号	OTH
<u>18</u>	2026年6月30日付け、政府発行の給与・賃金所得に対する規定に関する政令第253/2026/NĐ-CP号	OTH
<u>19</u>	税務管理、税務登録、税務申告書類の追加申告、および税務管理システムに技術的障害が発生した場合の納税義務の処理に関する重要な規定を追加・改正に関する政令第252/2026/NĐ-CP号	OTH
<u>20</u>	税務管理法の施行を指導する一連の通達を置き換える2026年財務省通達第89/2026/TT-BTC号	OTH
<u>21</u>	2026年7月15日付け財務省発行の主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に対する規定に関する通達第101/2026/TT-BTC号	OTH
<u>22</u>	2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続における法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛オフィシャルレター第4937/CT-NVT号	OTH

内容

[23](#)

2026年6月30日付け、政府の税務申告書の提出期限に関する新規定政令第252/2026/NĐ-CP

OTH

新情報 2026年7月

1 2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付の政令第253/2026/ND-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付け2025年個人所得税法の施行ガイドラインに関する政令第253/2026/ND-CP号

以下は、本政令における主な改正点・注目点である。

1. 課税所得について

政令第253/2026/ND-CP号第6条に基づく、個人所得税の課税所得として、事業所得、給与・賃金所得、投資所得、資本譲渡所得、不動産譲渡所得、賞金所得、著作権使用料所得、フランチャイズ所得、相続・贈与所得およびその他の所得が規定されている。

また、居住者および非居住者の課税所得の範囲について以下のとおり定めている。

- 居住者に関しては、所得の支払地または受領地を問わず、ベトナム国内外において発生した所得が課税対象となる。
- 非居住者に関しては、所得の支払地または受領地を問わず、ベトナム国内において発生した所得が課税対象となる。

新情報 2026年7月

1 2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付の政令第253/2026/NĐ-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン

なお、政令第253/2026/NĐ-CP号の規定に基づく、所得の支払地・受領地を問わず課税対象となる所得の範囲を明確化するとともに、ベトナム社会主義共和国が租税条約（二重課税防止協定）を締結している国・地域に関しては、当該協定の規定に従って取り扱うことを規定している。

2. 昼食・食事手当の非課税限度額の引上げ

政令第253/2026/NĐ-CP号第8条2項g点により、雇用者が従業員に支給する食事手当または食事手当のうち、1人当たり月額1,200,000VNDを超える部分は、個人所得税の課税所得に算入される。

3. 退職手当の非課税取扱い

政令第253/2026/NĐ-CP号第8条3項i点により、企業が財務規程、社内規程、労働契約または労働協約において、労働法で定める水準を上回る退職手当または失業手当を支給する旨を定めている場合、当該法定水準を超えて実際に支給された金額についても、個人の課税所得には算入されない。

新情報 2026年7月

1 2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付の政令第253/2026/ND-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン

現行制度において、労働者が受け取る退職手当が2019年労働法において定める水準を超える場合、当該超過部分は個人所得税の課税対象となる。

4. 時間外・深夜勤務手当の非課税要件

政令第253/2026/ND-CP号第26条により、労働法に定める条件および労働時間に適合する深夜勤務手当、時間外勤務手当ならびに年次有給休暇を取得しなかった日数に対して支払われる賃金は、個人所得税の非課税所得となる。

留意事項： 所得を支払う組織または個人は、深夜勤務時間、時間外勤務時間および従業員に支払った深夜勤務手当・時間外勤務手当を明確に記載した一覧表を作成しなければならない。別途一覧表を作成しない場合は、給与台帳、勤怠記録、労働契約その他の適法な資料により、勤務先における深夜勤務・時間外勤務に係る賃金・給与であることを証明する責任を負う。

新情報 2026年7月

1 2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付の政令第253/2026/NĐ-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン

5. 扶養控除対象者の追加

政令第253/2026/NĐ-CP号により、扶養控除の対象として、18歳以上の子（実子、法令に基づく養子、配偶者の連れ子を含む）について、以下のいずれかに該当する場合が新たに追加された。

- 民事行為能力を喪失した者
- 障害者
- 労働能力を喪失した者

6. 1回当たり5,000,000VND以上の臨時所得に対する個人所得税10%の源泉徴収

政令第253/2026/NĐ-CP号第50条に基づき、源泉徴収に関して、労働契約を締結していない居住者、または契約期間が3か月未満の労働契約を締結している居住者（労働契約終了後に給与その他の所得の支払いを受ける場合を含む）が、1回当たり5,000,000VND以上の所得（臨時所得）を受け取る場合、支払前の所得金額に対して10%の個人所得税が源泉徴収される。

新情報 2026年7月

1 2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付の政令第253/2026/ND-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン

7. 医療費・教育費について最大47,000,000ドンの所得控除を適用

政令第253/2026/ND-CP号第49条2項によると、居住者である納税者は、給与・賃金所得に係る課税所得の計算に当たり、納税者本人および扶養親族の医療費ならびに教育・研修費について、以下の範囲で所得控除を受けることができる。

- ベトナム国内の医療機関における診療費・治療費のうち、公的医療保険の給付対象となる診療項目に係る費用について、年間合計23,000,000ドンを上限として所得控除を受けることができる。
- ベトナム国内の教育・研修機関に支払った教育・研修費について、年間合計24,000,000ドンを上限として控除可能。対象には、就学前教育、普通教育、職業教育、高等教育に係る授業料および教育・研修機関におけるその他の専門技能訓練費用が含まれる。

新情報 2026年7月

1 2025年個人所得税法の施行ガイドライン

2026年6月30日付の政令第253/2026/ND-CP号：2025年個人所得税法の施行ガイドライン

<留意事項>

当該控除を適用するためには、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- 法令に基づくインボイス・証憑を有していること。なお、医療費については、保健大臣の規定に基づく医療機関発行の診療・治療費明細書を併せて備える必要がある。
- 控除対象となるインボイス・証憑には、納税者本人または扶養親族の情報が記載されていること。
- 当該費用が、他の財源（補助金、助成金、第三者による負担、国家予算、社会保険、公的医療保険、その他保険給付等）により支払われていないこと。

<施行日>

政令第253/2026/ND-CP号は、2026年7月1日より施行されます（ただし、居住者の事業所得および給与・賃金所得に関する規定は、2026年度の課税期間から適用される）。

新情報 2026年7月

2 従業員の食事手当の個人所得税非課税措置

2026年6月30日付、財務省発行の2025年個人所得税法の施行ガイドラインに関する政令第253/2026/ND-CP号

政令第253/2026/ND-CP号第8条2項の規定により、従業員に支給される食事手当については、月額1,200,000ドン以下の支給額は個人所得税の課税対象外となる。

また、同政令第69号条1項b点において、第8条2項g点に規定する食事手当（食事手当・食事手当）に関する規定は、2026年7月1日から適用されることが定められている。

したがって、上記規定に基づき、月額1,200,000ドンまでの食事手当を個人所得税の非課税とする取扱いは、2026年7月1日から正式に適用される。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

以下は、2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点である。

(1) 扶養控除の適用対象となる扶養親族の所得基準額の引上げ

第3条において、扶養控除の適用対象となる扶養親族の所得基準について、以下のとおり規定されている。

- 2025年個人所得税法第10条4項b号ならびに政令第253/2026/NĐ-CP第47条2項c号および第3項a号・b号に規定する扶養親族については、年間における全ての所得源からの月平均所得額が3,000,000 VNDを超えないこと。
- 納税者は、扶養親族に所得がないこと、又は年間における全ての所得源からの月平均所得額が前項に定める基準額を超えないことを確認する責任を負うとともに、本条に規定する扶養親族の所得について、正確かつ誠実に申告する責任を負う。実施の過程で税務当局が虚偽又は不正確な申告を発見した場合には、法令の規定に基づき処理される。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

(2) 納税者の扶養親族を証明する書類に関する新たな規定

1. 納税者の子を扶養親族とする場合

a. 実子

子の出生証明書の写し、又は親子関係認定決定書若しくは権限ある機関が発行した親子関係証明書の写し、並びに国民IDカードが交付されている場合はその写し。

b. 養子

子の出生証明書の写し、国民IDカードの写し（交付済みの場合）、及び権限ある機関が発行した養子縁組認定決定書又は養子縁組証明書の写し。

c. 配偶者の連れ子

子の出生証明書の写し、国民IDカードの写し（交付済みの場合）、並びに納税者の婚姻証明書又は権限ある機関が発行した配偶者の連れ子との関係を証明するその他の書類の写し。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

d. 18歳以上で民事行為能力を有しない子又は障害のある子

上記a～cに規定する親子関係を証明する書類に加え、法令の規定に基づく民事行為能力喪失証明書又は障害認定証明書の写し。

d. 大学、短期大学、専門学校又は職業訓練校に在学中の子、及び18歳以上で高等学校に在学中の子
(高校3年生の6月から9月までの試験結果待機期間を含む)

上記a～cに規定する親子関係を証明する書類に加え、学生証の写し、学校の確認を受けた在学証明書又は大学、短期大学、専門学校、高等学校若しくは職業訓練校に在学していることを証明するその他の書類。

2. 納税者の配偶者を扶養親族とする場合

国民IDカードの写し及び婚姻証明書の写し、又は権限ある機関が発行した夫婦関係を証明するその他の書類。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

3. 納税者の父母を扶養親族とする場合

a. 実父母

父母の国民IDカードの写し及び納税者の出生証明書の写し、又は親子関係認定決定書若しくは権限ある機関が発行した親子関係証明書の写し。

b. 養父母

父母の国民IDカードの写し及び権限ある機関が発行した養子縁組認定決定書又は養子縁組証明書の写し。

c. 配偶者の父母

父母の国民IDカードの写し、配偶者の出生証明書の写し、並びに納税者の婚姻証明書又は権限ある機関が発行した夫婦関係を証明するその他の書類。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

d. 継父・継母

国民IDカードの写し、納税者の出生証明書の写し、並びに継父と実母又は継母と実父との婚姻関係を証明する権限ある機関発行の書類。

4. 納税者が直接扶養する身寄りのないその他の個人を扶養親族とする場合

国民IDカードの写し、税務管理法の規定による扶養親族申告書、納税者と扶養親族との関係を証明する書類及び法令に基づき扶養義務を負うことを証明する書類（ある場合）。

5. 労働能力を有しない扶養親族

上記第1項から第4項までに規定する各関係証明書類に加え、法令に基づき労働能力喪失率が81%以上であることを証明する書類。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

6. 扶養親族の登録・変更

納税者は、税務管理法の規定に従い扶養親族の登録又は変更を行い、その登録・変更内容及び本通達第3条1項に規定する扶養親族の所得申告の正確性について法的責任を負う。不正確な申告が判明した場合には、税務管理法その他の関係法令に基づき処理される。

7. 外国籍の居住者である個人の場合

外国籍の居住者である個人が、上記各場合に規定する書類を提出できない場合には、権限ある機関が発行した法的書類を提出し、扶養親族の要件及び納税者と扶養親族との関係を証明しなければならない。

8. 所得支払者の責任

所得支払者は、税務調査、税務検査、会計監査その他法令に基づく場合に備え、扶養親族を証明する書類を適切に保管し、要求に応じて提出する責任を負う。

(…)

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

(3) デリバティブ証券の譲渡に対する個人所得税率を0.1%とする規定

第5条に基づき、デリバティブ証券の譲渡所得に対する個人所得税は以下のとおりである。

- デリバティブ証券の譲渡所得に対する個人所得税は、譲渡価額に税率0.1%を乗じた額を、譲渡の都度算定する。
- 譲渡価額は次のとおり算定される。
 - デリバティブ証券が先物契約である場合、譲渡価額は各取引における先物契約の譲渡価額とする。
この譲渡価額は、課税所得を算定する時点における決済価格 × 契約乗数 × 契約数量 × 当初証拠金率 ÷ 2 により算定される。
 - 当初証拠金率は、ベトナム証券保管・決済公社が公表する率とする。
- 課税所得を算定する時点は、投資家の先物契約の売買注文が証券取引所の取引システムにおいて約定した時点、又は先物契約の満期到来時点とする。

3 2025年個人所得税法に関するガイダンス

2025年個人所得税法の施行を定める財務省通達第87/2026/TT-BTC号における主な改正点

(4) 2013年財務省通達第111/2013/TT-BTC号に代わる規定

本通達（第87/2026/TT-BTC号）は、2026年7月1日から施行される。

なお、居住者個人の事業所得及び給与・賃金所得に関する規定は、2026年度課税期間から適用される。

また、本通達は、2007年個人所得税法及び政令第65/2013/ND-CPの施行を定める財務省通達第111/2013/TT-BTC号に代わるものである。

4 個人所得税の課税所得控除

2026年6月30日付け政府発行の個人所得税の課税所得控除に対する新規定に関する政令第253/2026/ND-CP号

2026年6月30日付け政府政令第253/2026/ND-CP号により、個人所得税の課税所得から控除できる項目について、以下のとおり新たな規定が定められた。

1. 慈善・人道・教育奨励への寄付金控除

ベトナム居住者である個人は、以下の要件を満たす基金または団体寄付を行った場合、その 慈善寄付金を課税所得から控除することができる。

寄付先：

- 特別な困難な状況にある児童、障がい者および身寄りのない高齢者を養育・介護する施設。
- 慈善基金、人道支援基金および教育奨励基金。
- 適法に資金調達活動を行う機能を有する団体。

新情報 2026年7月

4 個人所得税の課税所得控除

2026年6月30日付け政府発行の個人所得税の課税所得控除に対する新規定に関する政令第253/2026/ND-CP号

- 条件：当該基金または団体は、所轄官庁から設立許可または認可を受けた非営利団体であること。
- 必要書類：基金または団体が発行した適法な受領証の写し、または銀行・信用機関を通じたキャッシュレス決済の支払証憑。

2. 医療費および教育費の控除

本政令の重要な改正点として、納税者本人および扶養親族のために実際に支出した医療費および教育費について控除が認められる。

医療費

- 国内の医療機関における診療・治療費で、公的医療保険の給付対象となる医療サービスに係る費用。
- 控除限度額：年間23,000,000ドン以下。

新情報 2026年7月

4 個人所得税の課税所得控除

2026年6月30日付け政府発行の個人所得税の課税所得控除に対する新規定に関する政令第253/2026/ND-CP号

教育・研修費

- 国内の教育・研修機関における就学前教育、初等・中等教育、職業教育、高等教育の授業料、および専門能力向上を目的とするその他の教育・研修費用。
- 控除限度額：年間24,000,000ドン以下。
- 適用条件： 納税者本人または扶養親族の情報が記載された適法なインボイス・証憑を保有しており、かつ当該費用が他の助成金、補助金または保険等により補填されていないこと。

5 賃貸工場に係る損金算入費用の取扱い

2026年6月8日付け、ニンビン省税務局発行の賃借人未確定期間における賃貸工場に係る損金算入費用の取扱いに関するオフィシャルレター第7563/NBI-QLDN3号

2025年以前に投資プロジェクトを実施した企業において、変更後の投資プロジェクトの目的に「余剰となった工場の賃貸」が追加され、かつ、2025年度の課税期間の開始時点から政令第320/2025/NĐ-CP号に規定される収益および費用に関する規定の適用を選択した場合、以下のとおり取り扱われる。

企業が余剰工場を賃貸目的として保有しているものの、まだ賃借人がいない場合であって、当該工場が企業の適法な所有権または使用权に属する資産であるときは、企業が工場賃貸事業を実施することを認められた時点から、当該工場が余剰資産と認定され、かつ賃貸目的へ変更された時点以降、賃借人が確定するまでの期間に発生した当該資産に関連する費用については、政令第320/2025/NĐ-CP号第9条に定める要件を満たし、かつ同政令第10条に規定する損金不算入となる費用に該当しない場合、損金算入の対象となる。

6 インボイスの発行に関する規定

2026年6月30日付け電子インボイス・電子証憑に関する政令第254/2026/NĐ-CP号

2026年6月30日付け政令第254/2026/NĐ-CP号は、電子インボイスおよび電子証憑に関する政令第123/2020/NĐ-CP号および政令第70/2025/NĐ-CP号を全面的に置き換えるものである。

2026年7月1日より、民法の規定に基づきサービス提供契約の履行を担保するために受領するすべての手付金については、受領時にインボイスを発行する必要がない。

1. 政令第254/2026/NĐ-CP号に基づく2026年の手付金に係るインボイス発行規定

手付金に係るインボイス発行規定は、本政令における主な改正点の一つである。

6

インボイスの発行に関する規定

2026年7月1日以前	2026年7月1日以降
第9条。インボイスの発行時点 サービス提供に係るインボイスの発行時点は、サービスの提供が完了した時点とされ、代金の受領の有無は問いません。 サービス提供者がサービス提供前または提供中に代金を受領した場合は、当該受領時点においてインボイスを発行する必要があります。ただし、会計、監査、財務・税務コンサルティング、価格評価、測量・技術設計、施工監理、建設投資プロジェクトの策定に係るサービス契約の履行を担保するための手付金または前受金については、この限りではない。 (政令第123/2020/ND-CP号第9条2項〔政令第70/2025/ND-CP号第1条6項a号により改正〕)	第9条。インボイスの発行時点 サービス提供に係るインボイスの発行時点は、サービスの提供完了時点とされ、代金受領の有無は問いません。サービス提供前または提供中に代金を受領した場合は、当該受領時点においてインボイスを発行する。ただし、民法の規定に基づきサービス提供契約の履行を担保するための手付金を受領する場合は除かれる。 (政令第254/2026/ND-CP号第9条2項)

KWC

ACCOUNTING TAX ADVISORY

6 インボイスの発行に関する規定

2026年6月30日付け電子インボイス・電子証憑に関する政令第254/2026/ND-CP号

したがって、従来は、サービス提供契約の履行を担保するための手付金を受領した場合、原則として受領時にインボイスを発行する必要があった。ただし、会計、監査、財務・税務コンサルティング、価格評価、測量・技術設計、施工監理、建設投資プロジェクトの策定など一部のサービスについては、手付金または前受金の受領時にインボイスを発行する必要はありませんでした。

しかし、2026年7月1日以降は、この取扱いが大きく変更されることとなった。従来のように特定のサービスに限定されることなく、民法に基づきサービス提供契約の履行を担保するすべての手付金について、受領時のインボイス発行が不要となる。

言い換えれば、2026年7月1日以降は、サービスの種類を問わず、民法に基づく手付金であれば、受領時にインボイスを発行する必要はない。

6 インボイスの発行に関する規定

2026年6月30日付け電子インボイス・電子証憑に関する政令第254/2026/ND-CP号

例：従来、ホテル・ヴィラの宿泊予約や旅行ツアー予約に係る手付金は、受領時にインボイスを発行する必要があった。2026年7月1日以降は、当該金銭が民法上の「手付金」に該当する場合、事業者は受領時にインボイスを発行する必要がなくなり、この取扱いは特定業種に限定されない。

2. 現行民法における手付金の規定

2015年民法第328条によると、手付金とは、一方当事者（手付金交付者）が、契約の締結または履行を担保するため、一定期間、相手方（手付金受領者）に対し、金銭、貴金属、宝石その他の価値ある財産（以下「手付金」という。）を交付することをいう。

契約が締結・履行された場合、手付金は交付者に返還されるか、または支払義務に充当される。交付者が契約の締結または履行を拒否した場合、手付金は受領者に帰属する。一方、受領者が契約の締結または履行を拒否した場合は、別段の合意がある場合を除き、受領した手付金を返還するとともに、当該手付金と同額の金銭を交付者に支払わなければならない。

6 インボイスの発行に関する規定

2026年6月30日付け電子インボイス・電子証憑に関する政令第254/2026/NĐ-CP号

3. 商品販売におけるインボイス発行時点

- 商品販売（公有財産の売却・譲渡および国家備蓄品の販売を含む）に係るインボイスの発行時点は、代金受領の有無にかかわらず、商品の所有権または使用権が買主へ移転した時点である。
- 商品輸出（輸出加工を含む）の場合、電子商業インボイス、電子VATインボイスまたは電子販売インボイスの発行時点は売主が決定できますが、税関法令に基づく通関完了日の翌営業日までに発行しなければならない。（政令第254/2026/NĐ-CP号第9条1項）

なお、その他の特別なケースにおけるインボイス発行時点については、政令第254/2026/NĐ-CP号第9条をご参照ください。

7 電子インボイスの使用が免除される

2026年7月1日付け、2025年税務管理法に基づく電子インボイスおよび電子証憑に関する詳細規定および施行ガイドラインに関する政令第254/2026/ND-CP号

政令第254/2026/ND-CP号は、2026年7月1日から施行される。

政令第254/2026/ND-CP号第7条に基づき、電子インボイスの使用が不要となるケースは以下のとおりである。

1. 一部の特殊なケースに該当する世帯事業者・個人事業者

世帯事業者・個人事業者は、以下の場合、電子インボイスを使用する必要がない。

- 税法の規定に基づき、商品・サービスの仕入明細書を作成することが認められている商品販売・サービス提供。ただし、世帯事業者・個人事業者が規定に従って電子インボイスの使用を登録した場合を除く。
- 不動産賃貸事業から所得を得ている場合。

7 電子インボイスの使用が免除される

2026年7月1日付け、2025年税務管理法に基づく電子インボイスおよび電子証憑に関する詳細規定および施行ガイドラインに関する政令第254/2026/ND-CP号

- 外国の組織・個人に対して、娯楽サービス、電子ゲーム、デジタル映画、デジタル画像、デジタル音楽およびデジタル広告を含むデジタル情報コンテンツ製品・サービスを提供する活動から所得を得ている場合。
- 宝くじ代理店、保険代理店またはマルチレベルマーケティング販売代理店として活動し、宝くじ企業、保険企業またはマルチレベルマーケティング販売企業が税務管理法の規定に従って源泉徴収を行っている場合。

2. 電子インボイスの使用が不要となる手数料その他の収入

以下の活動から発生する手数料その他の収入については、電子インボイスを使用する必要がない。

- 再保険活動。
- 預金の受入れ。
- 金融業務。

新情報 2026年7月

7 電子インボイスの使用が免除される

2026年7月1日付け、2025年税務管理法に基づく電子インボイスおよび電子証憑に関する詳細規定および施行ガイドラインに関する政令第254/2026/ND-CP号

- 債権売却。
- 外国為替取引。
- デリバティブ商品の取引。

3. 資産による出資

法令の規定に従い、事業を行う組織・個人が経済組織に対して資産による出資を行う場合、電子インボイスを使用する必要がない。

4. 資産の振替

所有権の変更を伴わない資産の振替については、電子インボイスを使用する必要がない。これには以下が含まれる。

- 親会社から従属会計を行う子会社・構成単位への資産の振替およびその逆。

7 電子インボイスの使用が免除される

2026年7月1日付け、2025年税務管理法に基づく電子インボイスおよび電子証憑に関する詳細規定および施行ガイドラインに関する政令第254/2026/ND-CP号

- 同一の事業体内における従属会計を行う構成単位間の資産の振替。
- 法令に従う企業分割、分離、統合、合併または企業形態の変更に伴う資産の振替。

5. 委託加工のために貸し出す機械・設備

固定資産または工具・器具である機械・設備を、加工のために貸主が無償で貸し出し、かつ所有権の移転を伴わない場合、電子インボイスを使用する必要がない。

6. 付加価値税法の規定に基づくその他のケース

付加価値税法の規定に基づき、以下の場合については電子インボイスを使用する必要がない。

- 事業体の生産・事業活動を継続するために使用される商品・サービス。これには、同一事業体内で生産・事業活動を継続するために商品を社内倉庫へ移動する場合、および生産・事業活動を継続するために原材料・半製品を搬出する場合を含む。

新情報 2026年7月

7 電子インボイスの使用が免除される

2026年7月1日付け、2025年税務管理法に基づく電子インボイスおよび電子証憑に関する詳細規定および施行ガイドラインに関する政令第254/2026/ND-CP号

- 事業体自身の生産・事業活動に供するために、事業体が搬出または提供する商品・サービス。
- 事業体の商品販売・サービス提供活動に関連しない収入。これには、金銭による損害賠償、賞金、保険活動において第三者に請求する金額および代理徴収額を含む。

通達第91/2026/TT-BTC号に基づく誤りのある電子インボイスの処理に関するガイドライン

2025年税務管理法および、電子インボイスおよび電子証憑に関する同法の一部規定および施行措置の詳細を定め、同法の施行を組織・指導する政府政令第254/2026/ND-CP号の一部規定を定める財務省通達第91/2026/TT-BTC号

これに基づき、財務省通達第91/2026/TT-BTC号第10条では、以下のとおり規定されている。

8

通達第91/2026/TT-BTC号に基づく誤りのある電子インボイスの処理に関するガイドライン

号	誤りのあるインボイスのケース	処理方法
1	買手の氏名・名称、住所、またはその他の内容に誤りがあるが、税コード、金額、税率、税額、商品に誤りがない場合	インボイスを再発行する必要はない。 買手に通知するとともに、様式第04/SS-HDDTにより、誤ったインボイスに関する通知を税務当局に提出する。

通達第91/2026/TT-BTC号に基づく誤りのある電子インボイスの処理に関するガイドライン

号	誤りのあるインボイスのケース	処理方法
2	税コード、商品名、規格、品質、単価、数量、金額、税率、税額またはその他の必須記載事項に誤りがある場合	売手は以下のいずれかを選択することができる。 (1) 訂正インボイスを発行する (2) 差替えインボイスを発行する いずれか一方の方法のみを使用することは義務付けられてわない。 －訂正インボイスを発行する場合： 「様式番号...、記号...、番号...、...年...月...日付...のインボイスを訂正する旨」の文言を記載しなければならない。 －差替えインボイスを発行する場合： 「様式番号...、記号...、番号...、...年...月...日付...のインボイスに代わる旨」の文言を記載しなければならない。

通達第91/2026/TT-BTC号に基づく誤りのある電子インボイスの処理に関するガイドライン

号	誤りのあるインボイスのケース	処理方法
3	同一月に、同一の買手に対して発行された複数のインボイスについて、同一の内容に誤りがある場合	複数のインボイスについて、1件の訂正インボイスまたは差替えインボイスを発行することができる。 誤ったインボイス一覧表を様式第01/BK-DCTTにより添付する。
4	訂正・差替えを行う前（買手が組織、企業、世帯事業者・個人事業者または個人の場合）	* 買手が組織、企業、世帯事業者・個人事業者の場合： 両当事者は、訂正または差替えについて合意し、訂正・差替えを行う前に合意書を作成する。 － 買手が個人の場合： 買手に直接通知するか、または売手のウェブサイトがある場合には当該ウェブサイト上で通知する。

8

通達第91/2026/TT-BTC号に基づく誤りのある電子インボイスの処理に関するガイドライン

号	誤りのあるインボイスのケース	処理方法
5	レジ（POS）から発行された電子インボイス、または所有権・使用権の登録が必要な資産に該当する商品を販売する際の電子インボイスに誤りがある場合	誤って発行したインボイスについて差替えインボイスを発行する。ただし、本条第5項c.2号に規定する場合を除く。
6	誤って発行した電子インボイスについて、売手が電子インボイスデータ総括表を既に提出している場合	売手は、様式第04/SS-HĐĐT（付録III）による誤った電子インボイスに関する通知を税務当局に提出することなく、後続の各期間の電子インボイスデータ総括表において、訂正・差替え情報を直接提出する。

通達第91/2026/TT-BTC号に基づく誤りのある電子インボイスの処理に関するガイドライン

号	誤りのあるインボイスのケース	処理方法
7	税務当局に提出済みの電子インボイスデータ総括表のデータに不足または誤りがある場合	売手は、電子インボイスデータ総括表の追加分を提出しなければならない。 その際、電子インボイスデータ総括表のデータを訂正する場合には、付録IIIの様式第01/TH-HĐĐTの第18欄「関連インボイス情報」に、インボイス様式記号、インボイス記号およびインボイス番号をすべて記載する。 (ただし、政令第254/2026/NĐ-CP号の付録第9号に規定される、インボイス様式記号、インボイス記号およびインボイス番号の全ての情報を記載する必要がない電子インボイス、ならびに付録IIIの様式第01/BK-ĐC TTにより誤った電子インボイスの一覧表を作成する対象となる訂正インボイスまたは差替えインボイスの場合を除く。)

9 電子インボイスの使用を停止する具体的なケース

2026年6月30日付け、財務省発行の税務当局による電子インボイスの使用停止措置に関する通達第91/2026/TT-BTC号

税務当局は、以下の具体的なケースに該当する場合、電子インボイスの使用停止措置を適用する。これは、税務当局の認証コード付き電子インボイス、認証コードなしの電子インボイス、およびレジ（POS）から作成される電子インボイスのいずれにも適用される。

- 税コードの効力終了：企業が解散、破産または事業活動を停止した場合。
- 登録住所で事業活動を行っていない場合：税務当局が、企業が税務当局に登録した住所で事業活動を行っていないことを確認した場合。
- 事業活動の一時停止：企業が権限ある機関に対して、事業活動の一時停止を自主的に届け出た場合。
- 税金滞納に対する強制執行：企業が納期限を過ぎた税金を滞納し、電子インボイスの使用停止に関する強制執行措置を適用された場合。
- 重大な違反行為：電子インボイスを使用して密輸品、禁止品、偽造品を販売し、または知的財産権を侵害した場合。

9 電子インボイスの使用を停止する具体的なケース

2026年6月30日付け、財務省発行の税務当局による電子インボイスの使用停止措置に関する通達第91/2026/TT-BTC号

- 不正利得・不正行為：金銭を不正に取得する目的で架空のインボイスを発行した場合、または捜査機関、検察機関もしくは裁判所から電子インボイスの使用停止を要請された場合。
- 事業条件に関する違反：法令違反を理由として、企業登録機関から条件付き事業分野の一時停止を求められた場合。
- 技術的要件を満たさなくなった場合：レジ（POS）から作成される電子インボイスを使用している企業が事業分野を変更し、規定された要件を満たさなくなった場合。
- 説明・情報補足を行わない場合：税務上の高リスク対象に該当するにもかかわらず、規定された期限内に税務当局からの疑義について説明または情報補足を行わない場合、またはその説明が十分でない場合。

10 税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理に対する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理に対する規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号

本通達は2026年7月1日から施行される。

注目すべき内容の一つとして、納税者を税法遵守の程度に応じて4段階に分類することが規定されている。

- 通達第94/2026/TT-BTC号第10条に基づき、納税者は、税法遵守の程度に応じて、以下の4段階のいずれかに評価・分類される。

レベル1： 高い遵守度

レベル2： 中程度の遵守度

レベル3： 低い遵守度

レベル4： 非遵守

10 税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理に対する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理に対する規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号

- 納税者の税法遵守の程度の分類は、通達第94/2026/TT-BTC号に添付された付録Iに規定される評価基準に基づいて行われる。この規定は、納税者が税務上の義務を履行する過程における遵守状況および行為を税務当局が把握・評価するための基礎を整備することを目的としている。
- 非遵守レベルに分類された納税者に対しては、税務管理におけるコンプライアンス管理に関する規定に基づき、税務当局が管理措置を講じます。また、高い遵守度、中程度の遵守度、低い遵守度および非遵守の各レベルについて、税務当局は納税者の税法遵守行為の実態を分析し、適切なコンプライアンス向上措置を特定・適用する。

したがって、2026年7月1日以降、納税者は、良好な遵守レベルを維持し、税務管理上のリスクグループまたは非遵守グループに分類されることを防ぐため、税務申告・納税、電子インボイスの使用、税務当局の決定の遵守および国家予算に対する税務上の義務の適切な履行に一層留意する必要がある。

11 重点監視対象となる納税者に対するコンプライアンス管理及びリスク管理に関する規定

2026年7月1日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理の規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号

納税者が重点監視対象となる事由を規定している。

通達第94/2026/TT-BTC号第9条 1項d号に基づき、納税者は、同通達第10条に規定される4段階の税法遵守レベルにおいて、「非遵守」レベルに分類された場合、重点監視対象となることがある。

また、納税者が税務当局の書面による通知において指定された要求および期限に従って、説明または情報の補足を行わない場合、あるいは説明・情報の補足を行ったものの、要求された内容を十分に満たしていない場合も、重点監視対象となる可能性がある。

重点監視対象となる納税者に対するコンプライアンス管理及びリスク管理に関する規定

2026年7月1日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理の規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号

したがって、税務当局からの説明要求に対して回答しない、または十分な回答を行わないことは、納税者が重点監視対象に指定される根拠の一つとなる可能性がある。この規定は、税務当局が税務管理の過程でリスクの兆候を発見した場合に、納税者の協力および対応に関する責任を強化することを目的としている。

通達第94/2026/TT-BTC号第3条12項によれば、重点監視とは、税務当局が税務管理上の専門的措置を適用し、高い税務リスクの兆候または税法違反の兆候がある納税者の活動について、一定期間、厳格に監視・管理することをいう。

説明を行わない、または説明が不十分である場合のほか、通達第94/2026/TT-BTC号第9条による、以下のような重点監視対象となるその他の場合についても規定している。

重点監視対象となる納税者に対するコンプライアンス管理及びリスク管理に関する規定

2026年7月1日付け、財務省発行の税務管理におけるコンプライアンス管理およびリスク管理の規定に関する通達第94/2026/TT-BTC号

- 納税者が銀行取引を行っており、脱税または租税回避・税務上の不正に関連する疑わしい取引の兆候がある場合。
- 納税者または納税者の法定代理人が、税法、インボイスまたは証憑に関する法令違反行為について起訴された場合。
- 納税者に重点テーマに該当する高い税務リスクの兆候がある場合、または税務当局の管理業務を通じた情報収集により、税務管理のために監視が必要と判断された場合。

通達第94/2026/TT-BTC号は、2026年7月1日から施行され、通達第31/2021/TT-BTC号に代わるものである。

12 扶養親族の平均所得金額に関する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の個人所得税法の一部条項および個人所得税法の一部条項の詳細規定ならびに施行・実施のための措置を定める政府政令第253/2026/ND-CP号の一部条項を詳細に規定に関する通達第87/2026/TT-BTC号

これによれば、扶養親族の年間における全ての所得源からの月平均所得は3,000,000ドンを超えてはならないと規定されている（従来は1,000,000ドン以下）。

これは、配偶者、父母、18歳以上の子、扶養する者のないその他の親族、または労働能力を有しない者を扶養親族として登録し、個人所得税の計算上、扶養控除を適用する場合における、扶養親族の判定基準となる所得水準である。

また、通達第87/2026/TT-BTC号第3条2項による、以下のとおり明確に規定されている。

「納税者は、扶養親族が所得を有しないこと、または全ての所得源からの年間月平均所得が3,000,000ドンを超えないことについて責任を負い、扶養親族の所得を正確かつ誠実に申告する責任を負う。税務当局が手続の実施過程において不正確な申告を発見した場合、法令の規定に従って処理される。」

13 輸出入貨物に対する税務管理に関する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の輸出入貨物に対する税務管理の規定に関する通達第86/2026/TT-BTC号

2026年6月30日付け財務省通達第86/2026/TT-BTC号は、通関または貨物引渡し後に納税すべき税額が発生した輸出入貨物に係る納税期限について、第4条において以下のとおり規定している。

1. 修正申告を行う場合の納税期限

修正申告については、本条2項、第3項および第4項に規定する特別な場合を除き、当初の税関申告書に適用される納税期限に従う。

2. 分析・品目分類または鑑定が必要な貨物

納税者は、貨物の引渡し前に、申告したHSコードおよび税率に基づき税額を仮納付しなければならない。

分析・品目分類または鑑定の結果、納付すべき税額が増加した場合、納税者は税関の電子データ処理システムを通じて修正申告の要請を受けた日から5営業日以内に修正申告を行い、増加税額を納付しなければならない。

13 輸出入貨物に対する税務管理に関する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の輸出入貨物に対する税務管理の規定に関する通達第86/2026/TT-BTC号

分析・品目分類または鑑定の結果、納付税額が減少した場合、税関は納税者に通知し、修正申告および過納税額の処理を法令に従って行う。

3. 税関申告時点で正式価格が未確定の場合

納税者は、通関または貨物引渡し前に、暫定価格に基づき税額を仮納付しなければならない。

正式価格が確定した結果、追加納税額が発生した場合、納税者は正式価格が確定した日から5営業日以内に修正申告を行い、差額税額を納付しなければならない。

正式価格により納付税額が減少した場合、税関は過納税額を法令に従って処理する。

4. ロイヤルティ、ライセンス料および課税価格への加算項目が発生する場合

納税者は、通関または貨物引渡し前に、申告価格に基づき税額を納付しなければならない。

13 輸出入貨物に対する税務管理に関する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の輸出入貨物に対する税務管理の規定に関する通達第86/2026/TT-BTC号

ロイヤルティ、ライセンス料または販売後の支払額等、課税価格への加算項目が確定した場合、納税者は支払証憑および関連書類に基づき当該加算項目を確定した日から5営業日以内に修正申告を行い、追加税額を納付しなければならない。

5. 税関による課税決定（追徴課税）が行われた場合の納税期限

原則として、追徴課税に係る納税期限は当初の税関申告書に適用される納税期限に従う。

ただし、以下の場合、課税決定日から納税期限を起算する。

- 申告されていない貨物、または税関申告書が取り消された貨物
- 非課税または免税対象であったものの、当法令の規定により納税義務が発生した貨物
- 輸出加工・輸出向け製造用輸入貨物または複数の税関申告書に関連する貨物については、第4条に定める原則に基づき納税期限を決定する。

13 輸出入貨物に対する税務管理に関する規定

2026年6月30日付け、財務省発行の輸出入貨物に対する税務管理の規定に関する通達第86/2026/TT-BTC号

納税者が、分析・品目分類、正式価格の確定または課税価格への加算項目の発生において、納税者が修正申告を行わない場合、または追加税額を期限内に納付しない場合、税関は追徴課税を行い、それぞれの納税義務発生日に基づいて納税期限を決定する。

14 投資プロジェクト実施状況報告期間に関するガイダンス

2026年7月9日付け、財務省発行の通達第44/2026/TT-BTCに基づく投資プロジェクト実施状況報告期間に関するオフィシャルレター第9707/BTC-TĐTĐ号

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進および行政手続の簡素化を踏まえ、政令第19/2026/NĐ-CP第95条2項a号ならびに通達第44/2026/TT-BTC第10条第1項では、投資プロジェクトのモニタリング、監督および評価は投資監督・評価情報システム上で実施し、同システム上で提出された報告は紙媒体による報告に代わるものと規定されている。

このため、各企業におかれましては、投資プロジェクト実施地を管轄する投資登録機関および投資監督・評価業務を担当する主管機関と連携し、四半期ごとおよび年次ごとに、投資監督・評価情報システム（以下「システム」という。）へデータを更新し、投資プロジェクトの実施状況に関する監督・評価報告書を作成・提出していただきますようお願いいたします。

システムのアクセス先：<https://giamsatdautuquocgia.mof.gov.vn>

なお、半年ごとの投資状況データについては、所管の国家管理機関が当該システム上のデータを基に取りまとめることができる。

15 個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限

2026年7月における個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限は以下のとおりである。

(1) 2026年第2四半期の税務申告

- ・ 対象者： 2026年の年間売上高見込みが1,000,000,000ドン超～50,000,000,000ドン以下の個人事業主・個人事業者。
- ・ 申告書類： 財務省通達第50/2026/TT-BTC号に添付の様式第01/CNKD号による税務申告書。
- ・ 申告書提出期限および納税期限： 2026年7月31日まで。

留意事項： 2026年第1四半期において年間売上高が1,000,000,000ドン以下と見込まれたため税務申告を行っていなかった個人事業主・個人事業者について、2026年第2四半期までの累計実績売上高が1,000,000,000ドンを超え、電子インボイスの利用登録を行っていない場合は、以下の対応が必要である。

- ・ 様式第01/CNKD号により税務申告を行い、発生した税額を規定に従い、2026年7月31日まで納付すること。
- ・ 現行規定に基づき、税務当局コード付き電子インボイス、または税務当局とデータ連携するPOSレジ発行電子インボイスの利用登録を2026年7月29日まで完了すること。

15 個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限

2026年7月における個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限は以下のとおりである。

(2) 不動産賃貸事業に係る税務申告

- ・ 対象者： 不動産賃貸事業について自ら税務申告を行い、年間2回申告方式を選択している個人事業主・個人事業者。
- ・ 申告書類： 財務省通達第50/2026/TT-BTC号に添付の様式第01/BDS号による申告書、および財務省通達第18/2026/TT-BTC号に添付の様式第01/BK-BDS号による不動産明細書。
- ・ 申告書提出期限： 2026年7月31日まで。

(3) 銀行口座番号／電子ウォレット番号の届出

- ・ 対象者： 年間売上高が1,000,000,000ドン以下で、事業用銀行口座番号または電子ウォレット番号を税務当局へ未届出の個人事業主・個人事業者。
- ・ 届出書類： 財務省通達第18/2026/TT-BTC号に添付の様式第01/BK-STK号。
- ・ 届出期限： 2026年7月31日まで。

15 個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限

2026年7月における個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限は以下のとおりである。

留意事項： 銀行口座番号または電子ウォレット番号について初回届出後に情報の変更が生じた場合、または当該銀行口座・電子ウォレットの利用を終了した場合には、事業者世帯または個人事業者は、規定に従い、税務当局に対して様式第01/BK-STKによる届出書を再提出しなければならない。

(4) 事業開始日から2026年6月30日までの実際の売上高の届出

- ・ 対象者： 2026年前半（1月～6月）に事業を開始し、実際の売上高が10億ドン以下の個人事業主・個人事業者。
- ・ 届出書類： 財務省通達第50/2026/TT-BTC号に添付の様式第01/TKN-CNKD号。
- ・ 届出期限： 2026年7月31日まで。

(5) 営業所の設立、登録情報の変更、事業の一時停止および事業所の営業終了に関する届出

- ・ 対象者： 本店以外の営業拠点について、新設、情報変更、一時休業または営業終了が発生した個人事業主・個人事業者。

15 個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限

2026年7月における個人事業主・個人事業者の税務義務の履行期限は以下のとおりである。

- 届出書類：財務省通達第18/2026/TT-BTC号に添付の様式第01/TB-ÐÐKD号。
- 届出期限：営業拠点の営業開始日、または情報変更・一時休業・営業終了が発生した日から10営業日以内。

16 税務およびインボイス分野における行政違反処分に関する規定

2026年7月22日付け政府発行の税務およびインボイス分野における行政違反処分に対する政令第125/2020/NĐ-CP号の一部改正・補足に関する政令第291/2026/NĐ-CP号

- 情報提供に関する規定の改正：第5条3項d号が改正され、ベトナム法令およびベトナムが加盟する国際条約に基づく情報交換を目的として提供される情報に関する違反行為については、政令第125/2020/NĐ-CP号第14条、第15条および第19条に基づく行政処分の対象外となることが規定された。
- 情報提供義務違反に対する行政処分の新設（第3節および第19a条）
 1. 情報提供期限から5日以上遅れて情報を提供した場合：10,000,000ドン以上30,000,000ドン以下の過料。
 2. 不正確または不完全な情報を提供した場合：30,000,000ドン以上50,000,000ドン以下の過料。

16 税務およびインボイス分野における行政違反処分に関する規定

2026年7月22日付け政府発行の税務およびインボイス分野における行政違反処分に対する政令第125/2020/NĐ-CP号の一部改正・補足に関する政令第291/2026/NĐ-CP号

3. 提供期限経過後15日を超えても情報を提供しない場合、または納税者との共謀・隠ぺい行為を行った場合：50,000,000ドン以上100,000,000ドン以下の過料。

- 是正措置：上記の違反行為については、完全かつ正確な情報を提供することが義務付けられる。
- 関連規定の整備：新設された規定との整合性を確保するため、政令第125/2020/NĐ-CP号の関連条項に「第19a条」が追加された。

17 税務管理分野の改正・補足された行政手続

2026年7月20日付け、財務省発行の財務省の管理権限の範囲における税務管理分野の改正・補足された行政手続の公表に関する決定第1931/QD-BTC号

1. 申請書類の提出方法および提出期限

- **申請書様式**： 政令第245/2026/NĐ-CP号の付録IIに添付された「納税および土地賃借料の納付期限延長申請書」を使用する。
- **提出方法**： 国家公共サービス・ポータル／税務情報ポータルを通じたオンライン提出、郵送による提出、またはワンストップ窓口への直接提出。
- **提出時期**： 納税者は、納付期限の延長対象となる全ての課税期間について、月次または四半期の税務申告書類を提出する時点で、1回のみ申請書を提出する。
- **提出期限**： 税務申告書類と同時に提出しない場合、最終提出期限は2026年11月2日とする。

17 税務管理分野の改正・補足された行政手続

2026年7月20日付け、財務省発行の財務省の管理権限の範囲における税務管理分野の改正・補足された行政手続の公表に関する決定第1931/QĐ-BTC号

2. 税務当局からの回答に関する新たなポイント

- **結果通知なし**：納税者が納付期限延長の対象要件を満たしている場合、税務当局は延長を承認する決定または通知を発行する必要はない。
- **違反時の処理**：納付期限の延長期間中に、納税者が延長の要件を満たしていないことが判明した場合、税務当局は延長を取り消す旨の通知を発行する。この場合、納税者は、税額、土地賃借料および発生した延滞利息を全額納付しなければならない。

18 給与・賃金所得に関する規定

2026年6月30日付け、政府発行の給与・賃金所得に対する規定に関する政令第253/2026/ND-CP号

政令第253/2026/ND-CP号第8条2項c号の規定によれば、給与・賃金所得には、事業登録および事業活動に係る税務登録を行っていない個人がサービスを提供することにより受け取る報酬が含まれ、営業許可証または職業資格証明書の有無を問わないものとされている。

上記の規定に基づき、ライブコマース、アフィリエイトマーケティング、フリーランス業務等、事業登録を行っていない個人から生じる所得については、給与・賃金所得として取り扱われる。

この場合、所得の支払者は、支払いを行う前に10%の税率で個人所得税を源泉徴収する。

年末には、個人が個人所得税の確定申告を行い、個人所得税法第9条に規定される累進税率（5%～35%）に基づいて税額を計算する。

19 税務管理法の詳細な規定及び施行措置に関する規定

税務管理、税務登録、税務申告書類の追加申告、および税務管理システムに技術的障害が発生した場合の納税義務の処理に関する重要な規定を追加・改正に関する政令第252/2026/ND-CP号

以下は主な内容である。

1. 税務上の未納税額を理由とする出国一時停止の対象事例の追加

政令第252/2026/ND-CP号は、税務上の未納を理由として個人の出国を一時停止する対象事例を追加し、以下を規定している。

- ・ 個人事業主、世帯事業主で、税務管理に関する行政決定の強制執行措置の対象となっている者。
- ・ 企業の実質的所有者である個人、または企業、協同組合もしくは協同組合連合の法定代表者で、税務管理に関する行政決定の強制執行措置の対象となっている者。
- ・ 個人事業主、世帯事業主、企業の実質的所有者、企業、協同組合もしくは協同組合連合の法定代表者で、登録された住所において事業活動を行っておらず、税務当局からの通知後、納税者番号の回復手続または納税者番号の効力終了手続を行っていない者。

19 税務管理法の詳細な規定及び施行措置に関する規定

税務管理、税務登録、税務申告書類の追加申告、および税務管理システムに技術的障害が発生した場合の納税義務の処理に関する重要な規定を追加・改正に関する政令第252/2026/ND-CP号

- 納付期限を超過した未納税額があり、納税義務を完了していない外国人個人。
- 海外に移住するためにベトナムから出国するベトナム人、または海外在住のベトナム人で、ベトナムから出国する前に納付期限を超過した未納税額があり、納税義務を完了していない者。

2. 税務登録期限に関する新たな規定

政令は、税務登録の期限に関する一部の規定を追加・改正し、具体的に以下を定めている。

- 信用機関が支店または取引事務所を設立する場合の初回税務登録期限に関する規定を追加する。
- 国家人口データベースが税務データベースと接続・データ共有され、個人情報に変更された際に自動的に同期される場合、納税者は税務当局に対して税務登録情報の変更手続を行う必要がない旨を追加する。
- 納税者が税務申告書類を通じて税務登録を行う場合の初回税務登録期限に関する規定を改正し、税務登録期限を最初の課税期間に係る税務申告書類の提出期限と同一とする。

19 税務管理法の詳細な規定及び施行措置に関する規定

税務管理、税務登録、税務申告書類の追加申告、および税務管理システムに技術的障害が発生した場合の納税義務の処理に関する重要な規定を追加・改正に関する政令第252/2026/ND-CP号

- 実務上発生する問題に対応するため、直接税務登録を行う場合の税務登録期限に関する規定を改正・補足するとともに、納税者の情報が国家人口データベースに既に登録されている場合の税務登録情報変更期限に関する規定を追加する。

3. 税務申告書類の追加申告および納税者の責任に関する新たな規定

税務申告書類の追加申告について、政令第252/2026/ND-CP号では、以下の重要な変更が規定されている。

- 税務申告書類の追加申告が可能な期間を10年から5年に短縮。
- 法令に基づき、すでに調査または起訴の対象となっている事案については、納税者は税務申告書類の追加申告を行うことができない旨を追加する。
- 当局により違反行為が確認された売主のインボイスを使用した場合における、買主の税務申告書類を調整する責任を明確化する。

19 税務管理法の詳細な規定及び施行措置に関する規定

税務管理、税務登録、税務申告書類の追加申告、および税務管理システムに技術的障害が発生した場合の納税義務の処理に関する重要な規定を追加・改正に関する政令第252/2026/ND-CP号

4. 税務管理情報システムに技術的障害が発生した場合の処理原則

政令では、税務管理情報システムに技術的障害が発生した場合の処理原則についても具体的に規定しており、以下のとおりである。

- 納税者は、システムが復旧した後、電子的方法により申告書類を提出し、納税義務を履行することができる。
- 必要な場合、納税者は税務当局に直接申告書類を提出するか、郵便サービスを利用して提出することができる。
- 上記の場合、システムの技術的障害に起因するものである限り、納税者は申告書類の提出または納税義務の履行が遅延したものとみなされない。

20 税務管理法に関する一連の施行ガイダンスオフィシャルレターの失効

税務管理法の施行を指導する一連の通達を置き換える2026年財務省通達第89/2026/TT-BTC号

2026年7月1日より、通達第89/2026/TT-BTC号第99条1項に基づき、財務省が公布した以下の10通達は施行効力を失う。

- 回収不能な租税債務および罰金の債務免除の規定に関する通達第179/2013/TT-BTC号
- 外国契約者税の指導に関する通達第103/2014/TT-BTC号
- 個人事業者に対する個人所得税の規定通達第92/2015/TT-BTC号
- 外国非政府組織の援助プログラム・プロジェクトを実施する外国人専門家に対する個人所得税の免税の規定に関する通達第96/2016/TT-BTC号
- ベトナムにおける国際連合システムに属する国際機関の代表機関に勤務するベトナム人に対する個人所得税の免税の規定に関する通達第97/2016/TT-BTC号
- 租税および国内歳入に係る国家予算への徴収・納付手続の指導に関する通達第84/2016/TT-BTC号
- 税務分野における電子取引の規定に関する通達第19/2021/TT-BTC号

20 税務管理法に関する一連の施行ガイダンスオフィシャルレターの失効

税務管理法の施行を指導する一連の通達を置き換える2026年財務省通達第89/2026/TT-BTC号

- 税務管理法および政令第126/2020/NĐ-CP号の施行の指導に関する通達第80/2021/TT-BTC号
- 通達第80/2021/TT-BTC号の一部条項の改正・補足に関する通達第94/2025/TT-BTC号
- 通達第80/2021/TT-BTC号および政令第126/2020/NĐ-CP号の一部条項の改正・補足に関する通達第21/2026/TT-BTC号

これにより、従来のように複数の通達およびそれらの改正・補足文書を同時に参照する必要がなくなり、2026年7月1日以降、納税者は、税務管理法の施行に関する指導内容の大部分について、通達第89/2026/TT-BTC号を適用すればよいこととなる。

21 主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に関する規定

2026年7月15日付け財務省発行の主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に対する規定に関する通達第101/2026/TT-BTC号

通達第101/2026/TT-BTC号第1条および第2条によると、本通達は、主任会計士養成研修の実施および主任会計士養成修了証明書の発行について包括的に規定しており、研修実施要件を満たす教育機関、受講者ならびに関連する組織・個人に適用される。

本研修は、経済管理、財務、会計および監査に関する知識の習得・更新・体系化を図るとともに、主任会計士の専門知識、実務能力および会計業務を管理する能力の標準化を目的としている。

第4条によると、受講者は法令に基づく会計分野の専門資格を有し、財務・会計または監査分野における一定期間の実務経験を有することが求められている。

具体的には、大学卒業以上の学歴を有する者は2年以上、専門学校または短期大学卒業者は3年以上の実務経験が必要である。ただし、公認監査人資格、公認会計士資格、または財務省が認定する一定の国際的な専門資格を有する者については、実務経験要件は適用されない。

21 主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に関する規定

2026年7月15日付け財務省発行の主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に対する規定に関する通達第101/2026/TT-BTC号

第5条によると、会計・監査教育を実施する教育機関、財務省所属の会計・監査研修機関、および会計・監査に関する職能団体のみが、講師、研修プログラムおよび施設設備に関する要件を満たす場合に限り、本研修を実施できると規定されている。特に、講師は大学卒業以上の学歴を有し、担当科目に直接関連する5年以上の実務経験を有していることが求められる。

第6条によると、公的会計機関向けおよび企業会計機関向けにそれぞれ異なる研修プログラムが定められており、最低研修時間はそれぞれ152時間および180時間である。会計法規、財務管理、財務会計、管理会計、財務諸表および監査に関する科目に加え、新たに会計業務におけるデジタル技術およびデジタルトランスフォーメーション（DX）の活用に関する科目が追加され、公的部門および企業における会計業務の高度化に対応している。

21 主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に関する規定

2026年7月15日付け財務省発行の主任会計士養成研修および主任会計士養成修了証明書の発行に対する規定に関する通達第101/2026/TT-BTC号

第11条および第12条によると、受講者は研修課程を修了し、所定の試験・評価に合格した場合にのみ主任会計士養成修了証明書が交付されると規定されている。証明書は、研修機関が電子取引に関する法令上の要件を満たしている場合、紙媒体または電子版のいずれかで発行することができる。

特に、主任会計士養成修了証明書は、交付日から5年間有効であり、主任会計士または会計責任者への初回任命時に使用することができる。一方、すでに主任会計士または会計責任者として任命された者については、その後の再任命においても、職務の中断期間が5年を超えない限り、当該証明書を引き続き使用することができる。

また、本通達では、対象外の者への誤交付、不正な申請書類の使用、または研修実施・証明書発行に関する違反が判明した場合には、証明書を回収または取消しする旨も明確に規定されている。

税務登録を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続きにおける法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

1. 本オフィシャルレターは、政令第252/2026/ND-CP号および通達第90/2026/TT-BTC号に基づき発行されたものであり、主な内容は以下のとおりである。申告義務および申告内容について

支店・駐在員事務所は、通達第90/2026/TT-BTC号に添付された様式BK07-DKTに基づき、外国に所在する親会社の法的所有者および実質的所有者に関する情報を、完全かつ正確に申告しなければならない。

当該明細書には、以下の2つの情報グループが含まれる。

- ・ **グループ1**：法的所有者 – 外国企業が設立または設立登記された国の法律に基づき、当該外国企業の出資持分、株式またはこれらに相当する所有権を自己の名義で所有する組織または個人。

税務登録を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続きにおける法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛
オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

- ・ **グループ2**：実質的所有者－マネーロンダリング防止法第3条第7項、企業法第4条第35項およびこれらの法律の施行ガイダンス文書の規定に基づき特定される者。
オフィシャルレター第4937/CT-NVT号に基づき、関連する法的文書を検討した結果、グループ1およびグループ2の対象者について、以下のとおり特定することを提案する。
- ・ **グループ1－法的所有者**：所有割合を問わず、外国企業の出資持分または株式を自己の名義で所有するすべての組織および個人を申告する。

税務登録を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続きにおける法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛
オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

ただし、外国企業が公開株式会社（上場企業）である場合、実務上、すべての法的所有者を申告することは不可能である。そのため、企業の年次報告書に公表されている情報に基づき、大株主のみを申告し、併せて上場取引所の情報、企業の証券コードを注記するとともに、所有構造が分散しているため、すべての所有者を申告することができない旨を明記する方法を検討することができる。また、支店・駐在員事務所は、所管税務当局に直接確認し、具体的なガイダンスを受けることができる。

- **グループ2－実質的所有者：**以下のいずれかに該当する個人を申告する。
 - (i) 外国企業の定款資本の25%以上、または議決権を有する総株式数の25%以上を、直接または間接的（他の組織またはその他の法的取決めを通じて）に所有する個人。

税務登録を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続きにおける法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛
オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

個人のグループが家族関係（妻、夫、実父母、養父母、義父母、義母、実子、養子、娘婿、息子の妻、実兄弟姉妹、義兄弟、義姉妹、妻の実兄弟姉妹、夫の実兄弟姉妹）にあり、共同して外国企業の定款資本の25%以上、または議決権を有する総株式数の25%以上を直接または間接的に所有している場合、当該個人グループも外国企業の実質的所有者とみなされる。

税務登録を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続きにおける法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛
オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

- (ii) 外国企業に対して最終的な実質的支配権を有する個人。支配権は、以下の1つまたは複数の権利を通じて行使されます：取締役会の構成員または取締役会長の過半数もしくは全員、社員総会の構成員または社員総会議長の過半数もしくは全員、取締役、社長を任命、免任または解任する権利；定款を改正・補足する権利；組織構造を変更する権利；企業の財務、投資および事業活動に関する方針を決定する権利；企業を再編または解散する権利。
- (iii) (i)および(ii)の基準を満たす個人が存在しない場合、企業を代表して行為するための最も大きな権限を有する企業の管理者である個人を特定する。例えば、外国企業の企業登録証明書に記載されている、最も大きな権限を有する法定代表者等。

22 税務登録手続を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続における法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

2. 申告時期および申告方法について

- 支店・駐在員事務所の法的所有者および実質的所有者に関する情報の申告時期：
 - (i) 初回税務登録時。
 - (ii) 法的所有者または実質的所有者に関連する税務登録情報を変更する場合。
 - (iii) 2026年7月1日より前に税務コードが付与された支店・駐在員事務所については、税務登録情報のいずれかを変更する手続を行う際。
- 申告方法： 国家公共サービス・ポータルを通じた電子的方法による申告。

22 税務登録を行う際の法的所有者及び受益所有者の情報の申告に関するガイド ンス

2026年7月17日付け、財務省・税務総局発行の外国法人の支店・駐在員事務所（以下「支店・駐在員事務所」という）の税務登録手続きにおける法的所有者および実質的所有者の情報申告に関する各省・中央直轄市税務局宛オフィシャルレター第4937/CT-NVT号

3. 書類・資料の保管について

支店・駐在員事務所は、申告した情報に関連する書類・資料を、活動期間を通じて保管し、税務当局から要求された場合には速やかに提供する責任を負う。保管期間は、最低5年間とする。

***注意：** 本義務は、ベトナムで活動する外国企業の支店および駐在員事務所に適用されるものであり、ベトナム法人の支店および駐在員事務所には適用されない。

23 税務申告書の提出期限に関する新規

2026年6月30日付け、政府の税務申告書の提出期限に関する新規定政令第252/2026/ND-CP

政令第252/2026/ND-CP第10条に基づき、税務申告書の提出期限について、以下の重要な変更が規定されている。

- **法人税（四半期予定納税）**：納税義務が発生した四半期の翌四半期の最初の月の末日までに提出すること。
- **個人所得税（連続12か月の確定申告）**：連続12か月の課税期間が終了した月の末日から起算して4か月目の末日までに提出すること。
- **個人所得税（出国時の確定申告）**：出国前に申告を行うものとし、雇用契約終了日から45日以内に提出しなければならない。
- **外国契約者税（取引ごとの申告）**：納税義務が発生した日の翌日から起算して10日以内に提出すること。
- **納税者が事業活動を終了、解散、破産、契約終了、国有企業の株式会社化、企業分割、分離、合併または統合を行う場合**：税務確定申告書の提出期限は、当該決定日から45日以内とする。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2026年7月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

